

「会社議事録・契約書・登記添付書面のデジタル作成実務 Q&A 電子署名・クラウドサインの活用法」(1刷) お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- ・ 106 頁【Q24】 解説1の9行目から11行目
誤 「→取締役の過半数の一致による承認を経なければならず、株主総会の招集に際して株主に通知した事項に限られる点は取締役会設置会社と同様です。取締役会を設置していない……」
正 「→取締役の過半数の一致による承認を経なければなりません。また、取締役会を設置していない……」(下線部分変更)
- ・ 116 頁【Q25】 解説3の9行目から11行目
誤 「→監査報告の作成義務がありますが、計算書類の監査の結果は監査報告の内容に含まれていません(会社法389条2項、会社法施行規則107条)。そこで、会計限定監査役は、取締役が株主総会に……」
正 「→監査報告の作成義務がありますが、取締役が株主総会に……」(下線部分削除)
- ・ 116 頁【Q25】 解説3の14行目から16行目
誤 「→会計限定監査役の監査の結果は、定時株主総会への報告(以下、便宜「会計限定監査役の監査報告」といいます。)が必須となります。」
正 「→会計限定監査役の監査の結果は、業務監査権限を有する監査役とは異なり、定時株主総会への報告(以下、便宜「会計限定監査役の監査報告」といいます。)義務があることとなります。」
- ・ 116 頁【Q25】 解説3の17行目から19行目
「なお、実務上、会計限定監査役の監査報告書に、計算書類の監査結果も記載されていますので、会社法389条3項の報告は、監査報告書の報告という形で行われます。」(下線部分削除)

以上